

第2章 ドイツ

はじめに

本稿は、外国人労働者のうち、特に非熟練人材の受け入れに焦点を当てつつ、現行制度の背景や概要、人口の流出入状況、特定分野（農業や介護等）の受入状況、社会統合策、制度改革の動向、労働市場に与える影響等を包括的にとりまとめたものである。

なお、2015年前後にシリア紛争等の影響で100万人近い難民がドイツに流入したが、ここでは「外国人労働者」を主な調査対象としているため、「難民の受入制度」そのものについては割愛する¹。

1. 背景（経緯）²

ドイツはかつて、第二次世界大戦後の復興期における労働力不足を補うため、二国間協定に基づき低・中技能の外国人労働者を受け入れた。彼らは「ガストアルバイター（Gastarbeiter）」と呼ばれ、1960年代初頭はイタリア人の割合が最も多かったが、1970年代初頭からはユーゴスラビア人、そして最終的にはトルコ人が最多となった。「ガスト（客）」という呼び名の通り、当初は「労働契約満了後に帰国する」と考えられていた。しかし、予想に反して多くの者が残留し、ドイツ在住の外国人は、1961年から1967年までの間に68.6万人から180万人へと増加した。このような状況下で1973年11月、石油危機が契機となって協定による外国人労働者の募集が停止された。募集停止後の外国人の数は、1970年代末までほぼ一定に推移した。この間に当時のEC（欧州共同体）加盟国出身者は、労働許可の取得が不要になった。また、1975年からはドイツ国外に住む子供への手当が、国内で暮らす場合よりも低く設定されたため、外国人労働者が家族をドイツに呼び寄せる動きが加速した。募集停止後の景気停滞期には、外国人の就業可能人口に対する社会保険加入義務のある就業者割合は、1972年の83.7%から1979年には65.2%へと激減し、外国人の失業率がドイツ人の水準を上回るようになった。同時に、外国人労働者の超過勤務等が減少したことで、低い時給で働く外国人の月額総賃金が減り、ドイツ人労働者との収入格差も広がった。この時期、協定によってドイツに入国し、残留した者の多くは、ドイツ人が嫌がる仕事（石炭採掘やゴミ収集等）を引き受け、それによって、多くのドイツ人は社会的な昇進が可能になった。しかし、これはドイツ社会と一線を画する外国人の下層階級を生み出すことになった。

¹ 難民の受入制度については、例えば、渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格『外国の立法267(2016.3)』国立国会図書館調査及び立法考査局、渡邊互「ドイツにおける難民政策の課題とその憲法的意義」『法政治研究第3号(2017年3月)』等が詳しい。

² JILPT資料シリーズNo.153「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査(2015)(第2章ドイツ 飯田恵子執筆部分)」のほか、戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ」『外国の立法234(2007.12)』国立国会図書館調査及び立法考査局、厚生労働省大臣官房国際課「海外情勢報告(2017)」等を主な参考資料とした。

ハンスベックラー財団経済社会研究所（WSI）の調査によると³、このような経緯で主に利益を得たのは、一部の企業だった。企業から見れば、ガストアルバイターは生産を拡大し、賃金上昇を緩和し、低い時給で高い利益と経済成長の維持に貢献してくれる存在だった。もっともこれにより採算性のない事業が継続し、労働力を節減する機械への投資がおろそかになった面もある。そして、遅れながらもようやく構造変化が始まると、今度は外国人労働者のポストが過剰になった。最終的に外国人の低収入と失業増加は、現在の低い年金受給額と高い貧困リスクに姿を変えた。

ドイツでは当時、ガストアルバイターの受け入れは一種の開発援助政策として理解されていた。協定国側は、労働者の送り出しによる自国の労働市場の負担軽減、ドイツからの技術やノウハウの移転、外貨の獲得などに期待を寄せていた。また、ドイツの使用者にとっては生産と利潤の確保をもたらし、ドイツ人労働者にとっては昇進を容易にし、ガストアルバイター自身にとっては短期間で稼ぎ、成功者として帰国できる政策だと思われた。さらに帰国を前提とした時限的な政策である点でも、関係者の考えは一致していた。

確かに、この政策が意図した通りの利益を得た者もいるが、実際のところ、残留してドイツ社会の一員になったガストアルバイターの現状を見ると、彼らの多くは高齢者になっても社会の底辺に高い割合で属している。WSIは報告の中で、「移住政策を経済政策上の目的で利用しようとする者は、前提となった経済問題が忘れ去られた後も、政策の影響が当事者や社会で存在し続けていることを熟慮すべきだ」と結論付けている。

このようにドイツでは、一時的に受け入れたはずの非熟練外国人の定住化が進んだが、1998年に誕生したシュレーダー政権が方針転換をするまで政府は「ドイツは移民国家ではない」という認識のもと、ガストアルバイターを「一時的な外国人滞在者」として扱い、社会統合政策を殆ど実施してこなかった。

主な政策転換の契機となったのは、第二次シュレーダー政権が2005年に制定した移住法（ZuwG）である。同法により、それまでの外国人法（AuslG）に代わり、滞在法（AufenthG）が制定された。滞在法は、高度人材の受け入れ、滞在許可と就労許可の手続きの統一化、社会統合政策の促進等を規定し、これ以降、ドイツ語、法秩序、文化、歴史等を外国人が学ぶ「統合講習」が行われるようになった。

その後、メルケル政権下の2010年には、移民のドイツ語修得の強化や、ドイツ基本法に反する習慣（イスラム社会の強制結婚等）の規制等、新たな移民の社会的統合案が打ち出された。同案発表の2日前には、アンゲラ・メルケル首相が、ドイツの多文化主義を「完全な失敗」と評し、内外で大きな反響を呼んだ。この発言の真意について、当時のシュテフェン・ザイバート報道官は「ドイツの『多文化主義』とはこれまで、移民を無理に統合させようとせず彼らの自主性に任せるということだった。しかし、今後はドイツ社会全体の利益のために行動しなければならない。ドイツは外国にルーツをもつ人々とその社会的統合を歓迎する。

³ WSI Report (2014) pp.5-18.

しかしドイツ社会への統合を拒む外国人に対しては、政府は明確に受入を拒否するだろう」という説明をしている。以降、政府は、「ドイツ社会で生きていくのであれば、ドイツの法に従い、ドイツ語を習得すべき」という方針を明確に打ち出し、ドイツ語習得等を強化している⁴。

世界金融危機の収束後、ドイツでは、少子高齢化や好況等の影響で、技能人材不足が続き、その解決策の1つとして高度人材の受け入れを促進している。その中でも、特に不足が懸念されるMINT分野（数学、情報科学、自然科学、工業技術）や医療・介護分野（医師、看護師、介護士等）の専門人材を積極的に受け入れようとする動きがある⁵。

また、EU加盟国の拡大に伴い、中東欧等EU域内からの外国人労働者が増加している。ドイツでは、2011年5月から中東欧8カ国（チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、スロバキア）に対して、さらに2014年1月1日からブルガリア及びルーマニアに対して、就労と移動の制限が解除された⁶。EU出身の外国人労働者は、受け入れに際して保有資格の程度や分野は問われないため、非熟練から高度人材まで幅広い層がドイツで働いている。

2. 現行制度⁷

外国人がドイツに滞在する場合、滞在法（AufenthG）に基づく滞在資格が必要である。

滞在資格に関する法令は、滞在法（AufenthG）、滞在令（AufenthV）、就労令（BeschV）、就労手続令（BeschVerfV）等がある。

なお、滞在法や就労令は、EU市民、欧州経済領域（EEA）加盟国、スイス国民には適用されず、それ以外の外国人に適用される⁸。

⁴ JILPT 海外労働情報 2010年11月「新たな移民の社会統合案、12月中の成立を目指す」（http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2010_11/german_02.html）。

⁵ Welche Berufe gefragt sind (<https://www.make-it-in-germany.com/de/fuer-fachkraefte/arbeiten/gefragte-berufe>).
連邦雇用エージェンシーでは、労働市場分析をもとに、半年に1度、国内で不足している職種と技能レベルに関するホワイトリスト（Whitelist）を提供している；2018年3月時点でのリストは以下のサイトの通り；
(https://con.arbeitsagentur.de/prod/apok/ct/dam/download/documents/whitelist_ba015790.pdf)

⁶ 上述の新規EU加盟国に対しては、ドイツは旧加盟国として認められている最長7年の「移動の自由の適用猶予」を用いてドイツ労働市場への参入を制限していた。

⁷ 平成29年度 国立国会図書館 国際政策セミナー参考資料「ドイツの外国人労働者受入制度の概要及び統計」、就労令（BeschV）等を参考とした。

⁸ EU市民、欧州経済領域（EEA）加盟国、スイス国民は、原則としてドイツ人労働者と同じ扱いになる。

諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—

(1) 制度構造⁹

滞在法は、19～21条で、主に、高資格者、EUブルーカード¹⁰保有者、研究者、自営業等の比較的高度な外国人材の経済活動について規定している。高資格者には定住許可が付与され、EUブルーカード保有者や自営業者等も一定期間以上滞在した場合には定住許可の申請が可能になる。

図表 2-1 滞在法 ((AufenthG) に基づく主な外国人の職業活動と滞在資格の概要

区分	付与の要件等	資格の種類	有効期間
就労 (滞在法 18 条)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の入国は、ドイツの労働市場の状況や失業などを考慮する。 職業訓練を要しない職種 (18 条 3 項) 及び職業訓練・資格の取得を要する職種 (18 条 4 項) がある。 	滞在許可	仕事内容により異なる。
高度資格者 (滞在法 19 条)	<ul style="list-style-type: none"> 特別な専門知識を有する学者又は卓越した職能を有する教育者もしくは研究者 ドイツ社会への統合及び生計の確保が推定されること 	定住許可	無期限
EUブルーカード 保有者 (滞在法 19a 条)	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ又は外国の大学修了 総所得が年間 5 万 2000 ユーロ以上、人出不足職種 (自然科学者、エンジニア、医師等) は 4 万 560 ユーロ以上 (2017 年 12 月時点) 	滞在許可	最長 4 年
研究者 (滞在法 20 条)	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関との契約を締結していること 	滞在許可	1 年以上
自営業者 (滞在法 21 条)	<ul style="list-style-type: none"> 経済的利益又は地域的需要が存在すること 事業が経済に好影響を与えること 資金調達の確保 	滞在許可	最長 3 年

出所：滞在法 ((AufenthG)、及び平成 29 年度 国立国会図書館 国際政策セミナー参考資料『ドイツの外国人労働者受入制度の概要及び統計』を基に作成。

図表 2-2 高度人材 (EU 域外) の受入数の推移 (2009 年～2015 年)

滞在資格	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
資格の取得を要する職種就労 (滞在法 18 条 4 項)	14,816	17,889	23,912	23,191	17,185	19,515	18,994
高度資格者 (滞在法 19 条)	169	219	370	244	27	31	31
EUブルーカード保有者 (滞在法 19a 条)	-	-	-	2,190	4,651	5,378	6,792
研究者 (滞在法 20 条)	140	211	317	366	444	397	409
自営業者 (滞在法 21 条)	1,024	1,040	1,347	1,358	1,690	1,781	1,782
総計	16,149	19,359	25,946	27,349	23,997	27,102	28,008

出所：BAMF(2016) *Migrationsbericht 2015*.

⁹ 渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格『外国の立法 267(2016. 3)』国立国会図書館調査、滞在法 (AufenthG)、就労令 (BeschV) 等を主な参考とした。

¹⁰ 2012 年 8 月 1 日に施行した EU ブルーカード法は、2009 年に成立した「EU 域外出身者の高資格雇用目的の入国・滞在条件に関する理事会指令 (2009 / 50 / EC)」の国内法整備に該当する。アメリカの「グリーンカード」を模して「ブルーカード (Blaue Karte)」と呼ばれる滞在・就労許可制度は、EU 域内の長期的な人口減少に伴って不足が懸念される専門技術者を、EU 域外からの積極的な受け入れにより補うことを目的としている。現時点 (2018 年 3 月) のブルーカードは、滞在法 (AufenthG) 19a 条において、①ドイツもしくは同等の外国の高等教育資格、または 5 年間の職務経験を持つこと、②最低年収以上であること等が規定されている。なお、ブルーカードの発給数は、前述の EU 指令 (2009 / 50 / EC) 6 条において加盟国がその規模を決めることを認めており、状況に応じてドイツが独自に「ゼロ枠」とすることも可能である。

滞在法の規定に基づく、高度人材（EU 域外）の受け入れの推移は、図表 2-2 の通りで、毎年遡増する傾向にある。

（2）就労令（非熟練人材の受け入れ）

ドイツでは、滞在に就労を伴う場合、原則として、連邦雇用エージェンシーの出先機関である労働局（Arbeitsagentur）が発行する労働許可（Arbeitsgenehmigung）が必要になる。外国人は原則として、有効な「滞在許可」と「労働許可」の両方の交付を受けるまでは一切の就労活動はできない¹¹。

就労令（BeschV）に基づく外国人の就労は、図表 2-3 のように分類されている。

図表 2-3 就労令（BeschV）に基づく外国人の就労に関する職種分類

一般区分	法令条文	関連する職業及び分野
熟練労働者	就労令 2～9条	高資格者、EU ブルーカード、大卒者、上級幹部、専門家、学術・研究開発、訓練終了資格者、ドイツ語学校卒業者、外国専門資格・継続訓練修了者、求職者・長期滞在時の雇用
期限付きの雇用	同 10～15c 条	国際的な人材交流・外国プロジェクト、外国企業派遣者、外国語教師・郷土料理人、オペア（子守等）、家事使用人、ボランティア・慈善活動者、教育実習（インターンシップ）、季節労働者、ショービジネス関係者、家事手伝い・介護
送り出し労働者（注） （Posted workers）	同 16～21 条	商業活動出張者、社内研修、ジャーナリスト、製品納品・組み立て・保守・管理・修理等、陸運・鉄道、EU・EEA に営業所がある企業の常用労働者の一時的派遣
特定の職業グループ・ 特定のグループ	同 22～28 条	講演・公演・プロスポーツ選手・コーチ・モデル・旅行ガイド等、国際スポーツ行事への参加者・関係者、海運・航空、芸術家・エンターテイナー、特定国民（アンドラ、オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、韓国、モナコ、ニュージーランド、サン・マリノ、米国等）、ドイツ民族、越境労働者
その他	同 29～30 条	国際協定（トルコ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア等）、滞在許可なしの雇用
国際的・人道的・政治的 配慮、亡命者の就労	同 31～32 条	人道配慮等に基づく外国人に対する就労許可、職業訓練許可等

出所：就労令（BeschV）を基に作成。

注：送り出し労働者（posted worker）は、通常、就業する EU 加盟国（送り出し国）の企業に雇用され、他の EU 加盟国（受け入れ国）に限られた期間だけ派遣されて就業する労働者を指す。受け入れ国における請負業務に従事する場合や、複数の加盟国に事業所を有する企業内での国境を越えた異動、あるいは派遣事業者が他の加盟国に人材派遣を行なう場合がこれに該当する。Handelsblatt 紙によると、EU 域内の送り出し労働者（Posted worker）は約 200 万人で、うち約 40 万人がドイツで就労している。主に、建設業や工業、農業、介護分野の就業が多い¹²。

就労令に基づき、いわゆる「非熟練労働者」は、期限付きでのみ受け入れられており、長

¹¹ ドイツ連邦共和国大使館法務領事課（2018年1月現在）（<https://japan.diplo.de/blob/903852/3ac5e0ed69aa39eee5bf57af2fbc6067/visajapaner-data.pdf>）。

¹² Handelsblatt(29.05.2018)(<http://www.handelsblatt.com/politik/international/eu-parlament-neue-eu-regeln-schuetzen-entsandte-arbeitnehmer-vor-niedrigloehnen/22621824.html?ticket=ST-4309085-Kg74oqm0lDcWi1NO0Dvc-ap3>)。

期滞在や定住資格を得ることはできない。例えば 10～15c 条に規定されているオペア¹³、家事使用人、季節労働者（農業分野や飲食分野等）などは、一定期間以上滞在した場合でも定住許可の申請はできない。

図表 2-4 一時的な移住に対する許可数（単位：千）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
季節労働者	329.8	294.5	291.4	285.2	294.8	296.5	167.6	3.5	0.0	0.0	0.0
オペア	—	9.8	8.4	7.7	7.5	7.5	6.8	6.3	6.7	7.3	7.7
その他の一時的な就労	63.6	—	47.7	34.5	32.2	33.9	33.5	24.3	23.9	12.6	12.8

出所：OECD *International Migration Outlook 2008-2017*、及び BAMF(2016) *Migrationsbericht 2015* をもとに作成。

図表 2-5 就労許可数（2005～2015年）（単位：千）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
就労許可	13.0	13.2	17.7	21.9	18.0	20.1	26.1	22.1	24.3	27.9	27.1

出所：OECD *International Migration Outlook 2008-2017*。

かつて、受け入れる非熟練労働者の中で最も人数が多かったのは、「季節労働者」である。季節労働者に対する就労許可は、毎年約 30 万件前後発行されていたが、2011 年から急激に減少し始め、2013 年以降は発行されていない（図表 2-4）。この変化は、EU 新規加盟国へのドイツ労働市場の開放（2011 年：中東欧 8 カ国、2014 年：ブルガリア・ルーマニア）時期と重なっており、現在は、EU 域内から就労許可が不要な季節労働者等の非熟練労働者を獲得していると思われる。

また、オペアや、その他の一時的な就労（期限付きの雇用）に関する許可数も、減少傾向だが、EU 域内の拡大との関連については不明である。

この他、就労許可全体の発行数を見ると、図表 2-5 の通りとなっており、2005 年の 1.3 万から徐々に増えており、2015 年時点で、約 2.7 万件となっている。

（3）受入枠

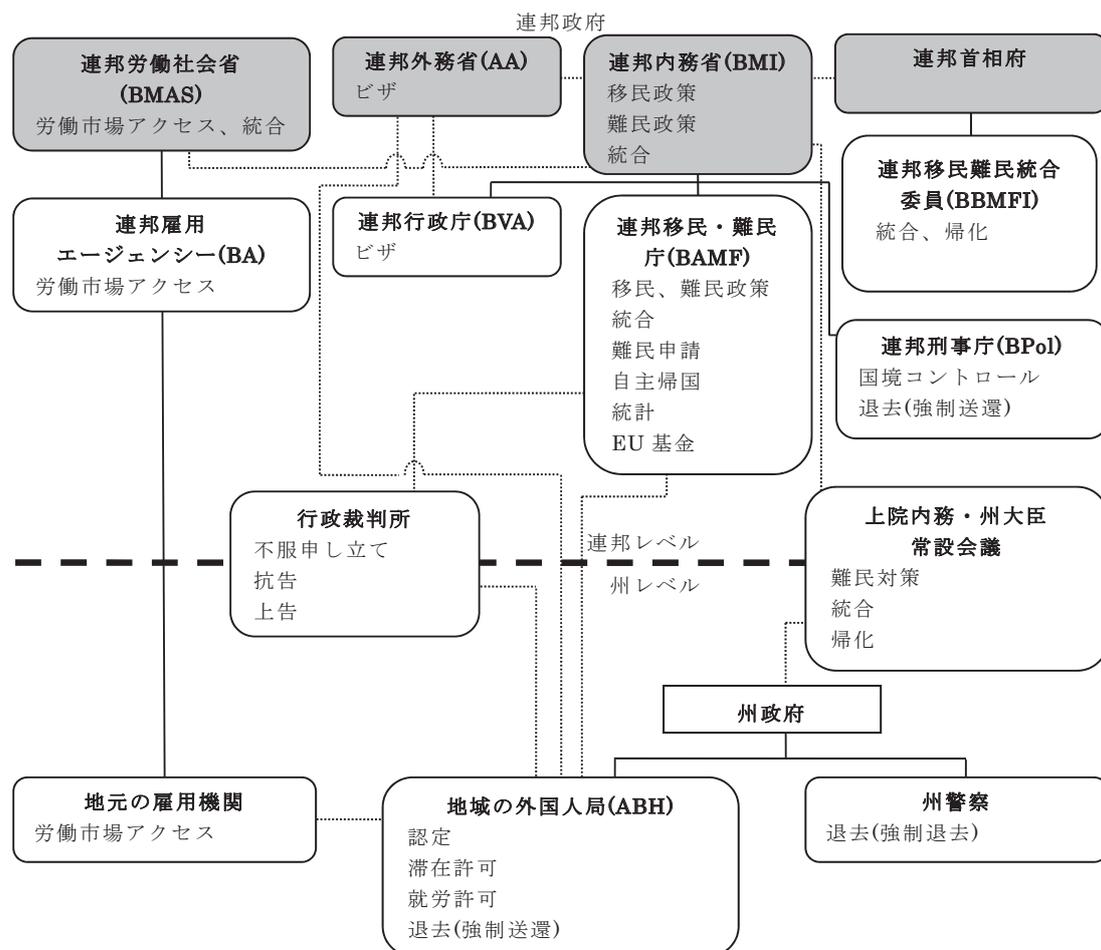
2018 年 3 月に成立したキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と社会民主党（SPD）の連立与党協定によると、2015 年の欧州難民危機のような状況（1 年で 100 万人近い難民がドイツへ到達）が繰り返されないよう、移住を適切にコントロールし、制限する努力を継

¹³ オペア（Au-pair）とは、主に語学習得や滞在先の国についてより多くの知識を得ることを目的として、ホストファミリー宅に滞在し、簡単な家事や子どもの世話などの手伝いを行う若者をいう。原則として 18 歳以上（EU、EEA、スイス出身者は 17 歳以上）25 歳未満で、ドイツ語の基礎知識を有する者に対して、6 カ月以上最長 1 年までの期間、就労・滞在許可が付与される（オペアは既婚でも可能）。ただし、この就労は ILO 家事労働者条約（189 号）の適用範囲には該当せず、厳密な意味での家事労働者には該当しないとされる。

続することが明記されている。その上で、過去数十年の経験に基づき、移住者の受け入れを年18万～22万人の範囲に抑制し、家族の呼び寄せについても、1カ月1,000人を上限とする方針が示されている¹⁴。

(4) 行政の組織体制・制度フロー¹⁵

図表 2-6 外国人受け入れの枠組み



主な機関の説明

- ドイツ連邦内務省(BMI)：連邦政府の移民政策を統括している。
- 連邦移民・難民庁(BAMF)：内務省(BMI)の下部機関で、移民政策の実施機関であり、外国人局、連邦雇用エージェンシー(BA)の間の調整や連邦政府の統合講習の実施、外国人中央登録簿法(AZRG)に基づく外国人中央登録簿(AZR)の作成・管理、移民問題に関する科学的・調査なども行う。
- 連邦雇用エージェンシー(BA)：連邦労働社会省(BMAS)が所管する公共機関で、主に国内労働者の雇用・失業対策を行う他、外国人の就労の同意に関与する。
- 外国人局：BMI所管で、各州政府に設置されている。滞在法に規定されている各種の決定を行う権限を有している。

出所：BAMF/EMN(2012) Policies Factsheet: Germany、及びBMIサイトを基に作成。

¹⁴ CDU, CSU und SPD (2018) *Koalitionsvertrag zwischen*.

¹⁵ EMN *Ad-Hoc Query on consultation Mechanism on migration policy and strategy, Requested by GR EMN NCP on 3rd May 2011, Compilation produced on 4th July 2012 p.2、及び Ad-Hoc Query on Consulting Body on Migration and Asylum, Requested by CY EMN NCP on 7th September 2009, Compilation produced on 24th September 2009, pp.2-3.*

外国人労働者や移民の政策分野に関する連邦政府内の意見形成過程は、連邦省共通職務規則（GGO）によって規定されており、他方、連邦議会における政党や関連団体の参画は、連邦議会手続き規則によって規定されている。この枠内で包括的な移民政策に関する協議・決定が行われる点で、他の政策の協議メカニズムと共通した流れをとる。

また、ドイツにおける外国人受け入れの枠組みは、図表 2-6 の通りである。移民・難民政策に関しては、政策支援のための 2 つの調査研究機関—「連邦人口研究所（BIB）」と「連邦移民・難民庁（BAMF）内研究グループ」—が連邦内務省（BMI）内にある。「BIB」は 1973 年に設立され、ドイツの人口と家族に関する科学的調査を実施し、得られた結果に基づいて連邦政府に報告、助言を行う。また、「BAMF 内の研究グループ」は、2005 年 1 月 1 日以来、滞在法（AufenthG）75 条 4 項に基づいて外国人の受け入れ状況を分析し、国家レベルにおける移民管理のための情報提供等を行っている。同グループの研究分野は、移民の社会経済的動機、移住による人口構成の変化、国際的な人口移動による相互の影響等多岐にわたり、国内外の研究機関と連携しながら活動している。この他、滞在法 92 条から 94 条に基づいて連邦政府から任命を受けた連邦移民難民統合委員（BBMFI）も移民の統合促進に向けた助言や政策支援を行っている。

なお、連邦政府は、移民政策の策定にあたり、外部の著名な専門家や研究機関に対して、アドホックベースで意見や報告を求めることもあり、それらの機関には、例えばバンベルク大学の移民研究欧州フォーラム（efms）やコンスタンツ大学の国際欧州難民研究所、ハンブルク国際経済研究所（HWWI）等がある。

（5）労働市場テスト

EU 域外の外国人が就労を目的として滞在する場合、一部の高度人材を除き、原則として労働市場テストに相当する「優先権審査（Vorrangprüfung）」を行う。優先権審査は、連邦雇用エージェンシー所管の中央外国・専門職業仲介局（ZAV）が当該職業ポストに適した国内労働力の有無を確認し、該当する求職者がいない場合にのみ外国人の就労を認めるもので、国内求職者の就労優先と保護を目的としている。この他、中央外国・専門職業仲介局は、当該外国人の労働条件（特に給与額）が、同等の専門技能を持つ国内労働者の労働条件と同一かという点も審査（比較性審査）し、条件が満たされれば、受け入れに同意する。

（6）社会保障制度（適応状況）

ドイツの最低生活保障及び失業保障は、「社会法典第 2 編（SGBII）（主に求職者に対する基礎保障を規定）」と「社会法典第 12 編（SGBXII）（主に社会扶助を規定）」という 2 つの法律のもとで 2005 年に再編された。社会法典第 2 編は、長期失業者や就業能力のある生活保護受給者に就労を促す目的で創設され、給付の中心となるのは失業手当 II である。原則として、まず社会法典第 2 編による給付が優先され、その適用とならない者が社会法典第 12

編による社会扶助給付の対象となる。なお、社会法典第2編も社会法典第12編も国籍を給付要件としていない。しかし、外国人の場合、社会法典第2編は就労許可を得ているか、あるいは得ることができる「稼得能力を要する」という要件がある（同法8条2項）。他方、社会法典第12編はドイツに滞在する外国人も、生計扶助及び保健扶助、出産扶助等の支給対象となっている（同法23条1項）。ただし、社会扶助受給目的でドイツに入国した外国人等は社会扶助から排除される（同法23条4項）¹⁶。

しかし、このように国内法の規定によってドイツ人とEU出身者を区別して取り扱うことがEU法に抵触するか否かが裁判で争われるケースが近年増加している。最近、象徴的な事案とされたのは2010年11月にドイツに入国したルーマニア人の母と息子の社会保障給付をめぐる裁判である。当該事案では、国内法の申請基準を満たしていないとして失業手当Ⅱの給付を拒否されたことについて争われた（児童手当等は受給）。当該の母親は専門資格を一切保有しておらず、ドイツ及びルーマニアにおいて専門資格を取得しようとした形跡もなく、ドイツでも職を探した形跡がなかった。欧州司法裁判所は2014年11月10日、このような場合、不適切な社会保障の支出を避けるために受け入れ国が社会保障給付の一部を拒否することをEU法は妨げないとする判断を下した¹⁷。同判決について国内外のメディアは、社会保障給付目当ての外国人の流入に一定の歯止めをかけるものだとの評価をしている¹⁸。

こうした判決等を受けて、ドイツでは2017年1月1日から社会法典第2編に基づく「求職者のための基礎保障」と、社会法典第12編に基づく「社会扶助」に関するEU出身の外国人に対する給付アクセスを制限する新规定を導入した¹⁹。新规定によると、ドイツで生活するEU出身の外国人は将来的に、彼らが働かないまま（自立せず）、以前の仕事を通じて各種手当への請求権を得ている場合、原則として求職者のための基礎保障（失業手当Ⅱ）と社会扶助から除外される。ただし、除外された外国人は、一時金としてドイツ出国までの橋渡し給付金（食事、宿泊、健康管理のための費用）を最大4週間分受け取ることができ、出身国へ帰る交通費も別途支給される。また、就労能力があるEU出身の外国人は、国の支援を受けずに5年間ドイツに滞在した場合のみ、求職者のための基礎保障（失業手当Ⅱ）と社会扶助への請求権を得る。ただし、その場合は同時に「支援と要請」の基本原則²⁰の適用も

¹⁶ 木下秀雄(2005)pp.4-7, p.11。

¹⁷ European Court of Justice, *the Grand Chamber handed down its judgment in Dano v Jobcenter Leipzig (C-333/13) on 11 November 2014.*

(<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=9ea7d2dc30ddcfc56561f32406c9f3fd396a3b3fbc7.e34KaxiLc3qMb40Rch0SaxuPaNf0?text=&docid=159442&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=340781>).

¹⁸ Wann EU-Bürgern Hartz IV gestrichen werden darf, *ZEITOnline*, 11. November 2014, European court: Germany can deny benefits to jobless EU immigrants, *Deutsche Welle*, 2014.11.11, EU court: Countries can deny benefits to 'welfare tourists' *euobserver*, 2014.11.11.

¹⁹ BMAS サイト (<http://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2016/klarstellung-zugang-sozialleistungen-eu-auslaender.html>).

²⁰ 「支援と要請」の基本原則とは、要扶助者は、支援を求める前に、自らの資産や能力によって生計費を確保するためのあらゆる可能性を活用しなければならないとする考え方。例えば失業手当Ⅱの受給者は、正当な理由なしに紹介された仕事を断った場合、失業給付Ⅱの減額などの制裁措置が課される。

受ける。

この他、直近では、連邦内閣が2017年4月に、EU出身の外国人に対する児童手当の削減法案の骨子を発表している。ドイツで生活しているEU出身の外国人の子が外国にいる場合、児童手当の支払いを出身国ごとに引き下げるというものである。例えばルーマニア、ポーランド、ハンガリー、クロアチア、ブルガリアの場合は50%、ギリシャ、チェコ、キプロスでは75%引き下げた児童手当となる。しかし、同法案は、EU委員会の強い反対や、EU法違反の懸念から、現在のところ立法手続きは進んでいない²¹。

3. 流入・流出・在留状況

(1) 流入・流出状況

OECDの報告書(2017年)によると²²、ドイツの純移住者数(net migration)は、2010年の18万から2014年には68万人に急増し、さらに2015年にはその倍の120万人に達した。これは主にドイツに亡命を求める外国人(難民)が大幅に増えたためである。

2015年にドイツに入国した外国人で最も多かったのは、シリア国籍者である。その次にルーマニア、ポーランド、ブルガリア、アフガニスタン、アルバニア、イラク、ハンガリー、イタリアと続く。

また、2016年1月から9月の間にドイツに入国した「EU出身者」のみを取り出して見ると、その8割は2011年以降、移動制限が解除された新規EU加盟国出身者だった。最大の出身国はルーマニア(13.4万人)、次いでポーランド(9.9万人)、ブルガリア(5.1万人)だった。なお、2015年7月に移動制限が解除されたクロアチアからは2015年に5.1万人が入国した。

同時期(2016年1月から9月)にドイツの大学にきた留学生の出身国は、割合が大きい順に中国(13%)、インド(5%)、ロシア(5%)となっていた。

この他、EU域外(第三国)出身の外国人労働者の入国は2015年に3.9万人に達し、うち2.8万人が高度人材だった。そのうちEUブルーカード保持者は6,800人で、前年(2014年)比で30%増加した。

(2) 人口概況

連邦移民・難民庁(BAMF)が2016年末に発表した資料²³によると、2015年は、8,140万人の総人口のうち、総人口の21%に相当する約1,710万人が移住の背景を有していた。こ

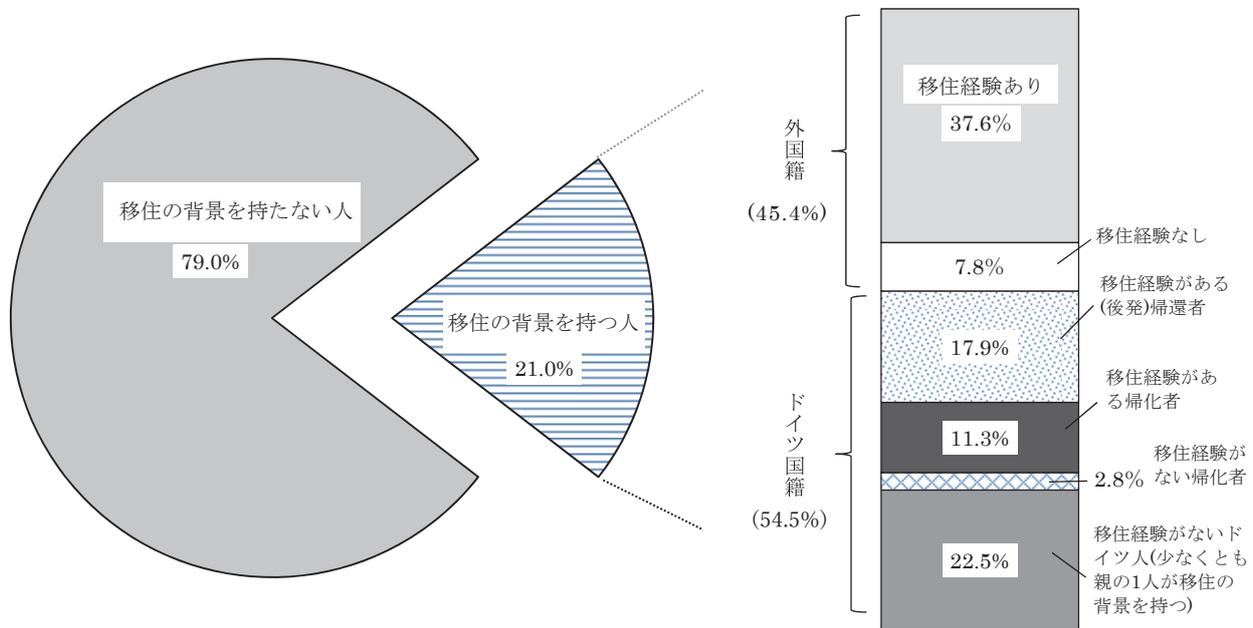
²¹ 12.04.2017 *Frankfurter Allgemeine Zeitung*
(<http://www.faz.net/aktuell/wirtschaft/wirtschaftspolitik/eu-beschliesst-eckpunkte-fuer-kindergeld-kuerzungen-fuer-eu-auslaender-14969183.html>).

²² OECD(2017) *International Migration Outlook 2017* pp.190-191.

²³ BAMF(2016) *Migrationsbericht 2015(Zentrale Ergebnisse)*
(http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Migrationsberichte/migrationsbericht-2015-zentrale-ergebnisse.pdf?__blob=publicationFile).

これは総人口の5分の1にあたり、移住の背景を持つ人のうち、45.4%が外国籍で、約54.5%がドイツ国籍だった（図表2-7）。

図表2-7 2015年のドイツの人口概況



出所：BAMF(2015)。

また、10歳未満の子の場合、3分の1が移住の背景を有している。そのため、現在の政策は、学校教育等、どちらかというライフコースの早期段階における社会的統合政策に主眼が置かれている。

なお、ドイツの統計では、2005年までドイツ国籍者と外国人とを区別するのが通例であったが、「この区分ではドイツ社会の現実を的確に評価できない」との判断により、2006年からドイツ国籍者も含む「移住の背景を持つ人」と「移住の背景を持たない人」という区別での把握も行うようになった²⁴。

4. 特定分野（農業・介護等）における受け入れ

<農業>

ドイツはEU有数の農業大国である。農業生産額はフランスに次ぐEU第2位で、EU全体の14%を占める（2014年）。一経営体あたり平均経営面積は58.6ha（2013年）だが、東西で状況は大きく異なり、旧西ドイツ地域では40.6ha、旧東ドイツ地域では226.4ha（2010

²⁴ 連邦統計局が定義する「移住の背景を持つ人」とは、①ドイツ国籍の有無は問わず、ドイツ生まれでなく、かつ1950年以降に移住した人、②ドイツ人であって、両親のいずれかが①を満たす人を指す。統計を取る際には、①移住の背景の有無、②自らの移住経験の有無、③ドイツ国籍の有無という3つを確認し、分類できるようにしている。

年) となっている²⁵。また、雇用されて農業分野で働く者は、年々減っており、2008年の63.6万人から2015年の51.7万人にまで減少している(図表2-8)。

雇われて農業に従事する人のうち、どのくらいの割合が外国人であるかは不明だが、OECDの報告書²⁶によると、「季節労働」の外国人に対する就労ビザ発給件数は、2007年の30万件から2012年には4,000件まで減少し、2013年からは発給そのものを停止している。この背景には、2011年5月から中東欧8カ国出身者に対して、2014年1月からブルガリア・ルーマニア出身者に対して、ドイツの国内労働市場が開放されたことがある。従前データから、毎年30万人前後が、農業も含む季節労働者として一定期間ドイツに入国していることが考えられる。

ドイツはヨーロッパの中央に位置し、9カ国²⁷に囲まれている。そのため、時間や交通費があまりかからず、簡単に国境を往来できる利点と、他のEU諸国(主に中東欧)との賃金格差(例えば、ポーランドの平均賃金はドイツの半分以下)が、ドイツの農家と出稼ぎ労働者の双方に利益をもたらしている。

図表2-8 ドイツの就農人口(雇用労働者)(単位:千人)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
合計(千人)	636.2	599.5	581.5	590.0	563.9	529.3	528.5	517.0

出所: EU統計(Crop and animal production, hunting and related service activities)

<介護>

看護介護分野の就業者総数は約160万人で、4年前と比べ17万4,000人増加した。そのうち外国人就業者の割合は約11%となっている²⁸。ドイツでは少子高齢化に伴う看護・介護人材不足が懸念されている²⁹。こうした課題を解決するため、EU域内からの人材調達のほか、連邦雇用エージェンシー所管の中央外国・専門職業仲介局(ZAV)とドイツ国際協力公社(GIZ)が共同で、フィリピン、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、チュニジアから老人ホーム等で働く外国人看護・介護人材を募集している³⁰。5年ほど前から始まった同プロジェクトは「Triple Win」と名付けられ、最終的に介護専門人材と認定されて、ドイツで就労資

²⁵ ドイツの農林水産業概況 (http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_gaikyo/deu.html)。

²⁶ OECD (2017) p.191.

²⁷ デンマーク、ポーランド、チェコ、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、ベルギー、オランダの9カ国。

²⁸ 連邦雇用エージェンシー (09.05.2018 | Presseinfo Nr. 15) (<https://www.arbeitsagentur.de/presse/spr-2018-12-zum-tag-der-pflege>)。

²⁹ 詳細は、資料シリーズ No.139『欧州諸国における介護分野に従事する外国人労働者—ドイツ、イタリア、スウェーデン、イギリス、フランス5カ国調査—(第1章 ドイツ 天瀬光二執筆部分)を参照のこと。

³⁰ GIZ (<https://www.giz.de/en/worldwide/41533.html>), BA (<https://www.arbeitsagentur.de/en/press/en-2017-17-specialists-for-germany>)。

格を得た外国人は約 1,300 人に上る³¹。

その他、屠殺等の食肉加工、建設現場でも多くの非熟練外国人が働いており、賃金ダンピング（賃金の安売り）が社会問題化していた。ドイツではこのような低賃金分野で働く労働者の労働条件改善を目的として、2015年1月1日から時給 8.5 ユーロの法定最低賃金が導入された（2017年1月1日から 8.84 ユーロに引き上げ）。現在、国内で働く全ての労働者（外国人も含む）に対して適用されている。

5. 社会統合政策

外国人及び移住の背景を持つ人のためのドイツ語教育は、2005年の移住法（ZuwG）による「統合講習」の導入で大きく拡大され、現在、社会統合策の中で重要な施策の1つとなっている。統合講習は、「ドイツ語教育」（欧州共通基準 B1 レベル習得を目指す）と、ドイツの法律、文化、歴史等を学ぶ「市民教育（100 授業単位）」がある。統合講習の構造は、300 授業単位の「基礎言語講習」に続き、300 授業単位の「言語向上講習」がある（計 600 授業単位）。この基本パターンの他、若年者や女性、子を持つ親、読み書きのできない人等の特定層を対象に 900 授業単位に延長した講習もある³²。

なお、大量の難民が流入した 2015 年には、連邦政府は急遽、語学学習促進予算を大幅に引き上げ、滞在見通しのある庇護申請者（難民）への統合講習を開始した。職業に関連したドイツ語学習支援の詳細も法令で定め、参加者数を約 55 万人と見積もった。続く 2016 年には、統合講習費用の 5 億 5,900 ユーロを連邦政府負担分の予算として計上し、統合講習開始までの待機時間を 3 カ月から 6 週間に短縮し、コース参加人数の上限引き上げを行っている³³。

6. 制度改正・最近の動向等

ドイツでは、第二次世界大戦後の経済復興期（1955年）に、イタリアと二国間協定を締結し、低・中技能の非熟練外国人労働者（ガストアルバイター）を受け入れた。その後、このような二国間協定は 1960 年代に、スペイン、ギリシャ、トルコ、モロッコ、ポルトガル、チュニジア、ユーゴスラビアとも順次締結されたが、その後、石油危機その他により生じた急速な景気悪化と失業者の増大を受け、1973年11月に外国人労働者の受け入れを原則停止した。しかし、実際には短期滞在の外国人労働者については引き続き、就労許可がなくても

³¹ 連邦雇用エージェンシー（09.05.2018 | Presseinfo Nr. 15）（<https://www.arbeitsagentur.de/presse/spr-2018-12-zum-tag-der-pflege>）。

³² イルメリン・キルヒナー（2012）pp.6-7、及び BBMFI（2012）pp.127-132。

³³ Annual Policy Report by the German National Contact Point for the European Migration Network (EMN) (2017) *Migration, Integration, Asylum – Political Developments in Germany 2016* (http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/EN/Publikationen/EMN/Politikberichte/emn-politikbericht-2016-germany.pdf?__blob=publicationFile).

就労可能な法規命令や二国間協定に基づいて継続的に受け入れ、その対象職種は拡大していった。

1983年には、外国人労働者の帰国を促進するため、「外国人帰国支援法（RückHG）」が施行され、年金の労働者負担分の速やかな返還や職業年金受給権の補償等が規定されたが、外国人の構成員に大きな変化はなく、1990年の東西統一後は、旧東欧諸国（特にポーランド）からの後期帰還移住者³⁴等の流入の増加により、かえって外国人は増加した。

2000年に入ってから、ITの進展に伴うIT技術者不足を解決するために、「グリーンカード省令³⁵」が導入され、IT技術者を中心とする欧州経済領域（EEA）外の高度人材を最長5年の期限付きで受け入れた。しかし、2005年の移住法（ZuwG）施行に伴い、同省令は廃止された。

最近の大きな動きとしては、2005年の移住法（ZuwG）の制定と、その一環としてそれまでの外国人法に代わり「滞在法³⁶」が制定されたことが挙げられる。この移住法（ZuwG）によって高度人材の受け入れ、滞在許可と就労許可の手續の統一化（ワンストップガバメント）、社会的統合政策の推進等が規定され、現行制度の基礎が築かれた。

その後、同法の見直しが行われ、2007年8月には改正移住法（ZuwG）が施行された。この改正では、外国人の滞在権・難民の庇護権に関する11本のEU指令の国内法整備が図られると共に、偽装・強制結婚撲滅強化、国内の保安強化、外国人の起業の規制緩和、ドイツ語を話せない外国人に対する「統合講習」への参加義務付け等が盛り込まれた。

近年は高度人材の受け入れ促進が加速しており、2009年には「労働移住者調整法（Arbeitsmigrationssteuerungsgesetz）」が施行され、新規EU加盟国の大学修了資格者の就労に対する「優先性審査」の廃止や専門技術を有する外国人の最低年収要件の引き下げ等が行われた。また、直近では、EU域外（第三国）出身者の専門技術を有する外国人の優遇措置や規

³⁴ 帰還移住者とは旧ソ連や東欧諸国に移住したドイツ人の子孫で、第2次世界大戦後ドイツ民族であることを理由に迫害を受け、その後人道的見地からドイツに受け入れられた者。申請すればドイツ国籍を簡単に取得でき、ドイツ入国後に生まれた子にもその地位が承継された。しかし、1993年に受け入れ手続きが厳格化され、子への地位承継は廃止された。これ以降に帰還した人々が「後期帰還移住者」とされる。後期帰還移住者の中には、ドイツ国籍を持ちながら、ドイツ語を話せない者が多い。

³⁵ 「IT技術に関する外国人の高度人材に対する就労許可に関する時限的省令（2000年7月制定）」によって外国人に付与された就労許可のことで、2000年8月1日から2004年末の期間中、大学修了資格もしくは同等の資格を有したIT技術者に対して、計約1万7,900枚のグリーンカードが付与された。

³⁶ 滞在法はEU自由移動法（FreizügG/EU）の適用者（EU、EEA諸国の者とその家族）を適用外と定めている（第1条第2項）。さらに、ECとスイスとの間の協定により、スイス国民も適用外である。また、ドイツ民族に属し第2次世界大戦以前の1937年12月31日の時点でドイツ領土にいた者とその配偶者、子孫などの帰還者もドイツ人と見なされるため同法の適用を受けない。

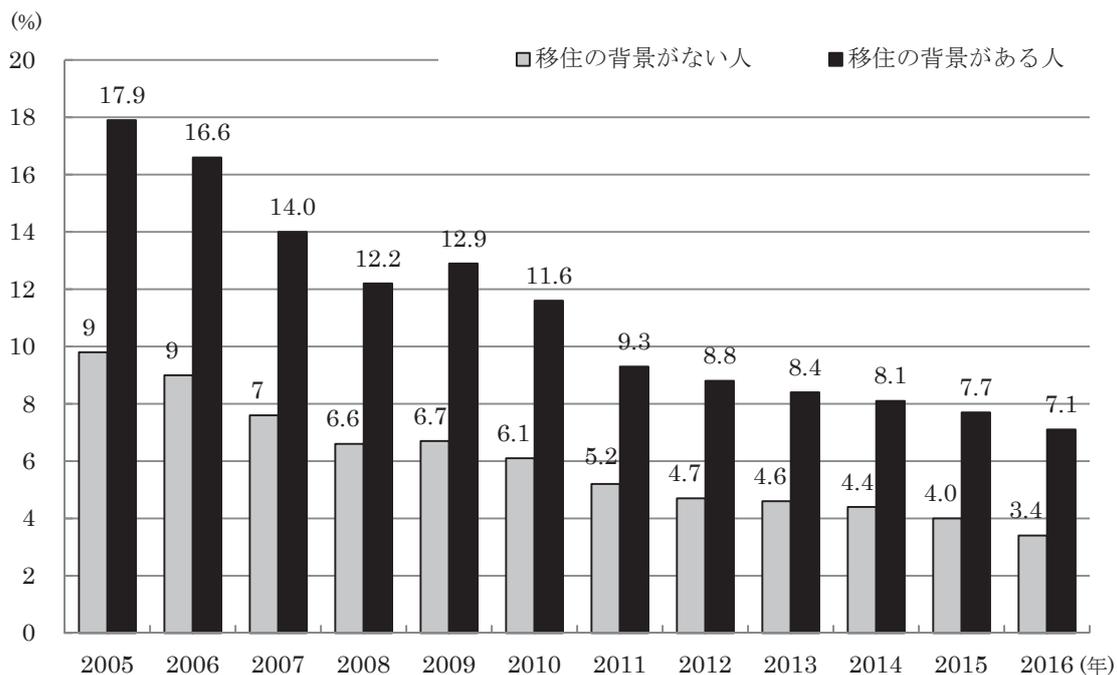
制緩和を目的とした「国外職業資格認定改正法³⁷」や「EU ブルーカード法」等が制定されている。

非熟練労働者は、前述の通り、就労許可が不要な EU 域内から主に確保しているものと思われる。

7. 労働市場に与える影響

(1) 失業率や貧困率

図表 2-9 失業率の割合 (15 ~ 64 歳、2005-2016 年)



出所：Destatis(2017).

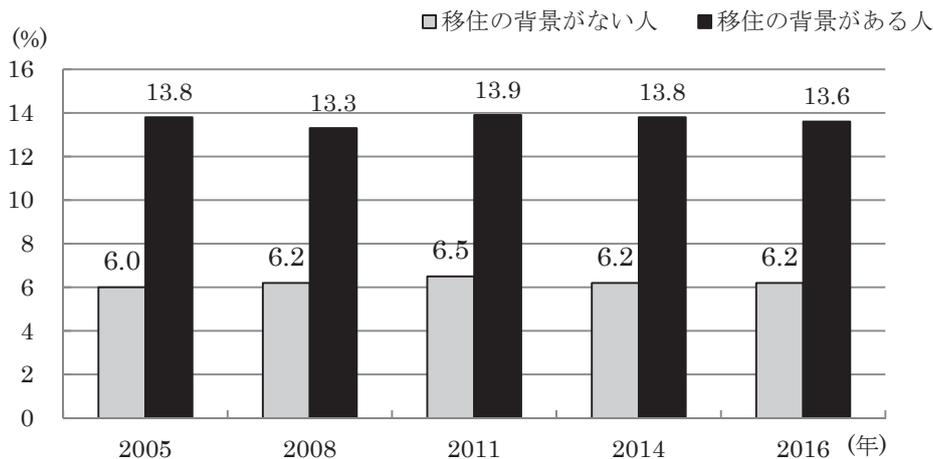
近年、ドイツの経済状況・労働市場は好調で、失業率は低下し続けている。2017年9月の労働市場・職業研究所（IAB）の予測によると、2018年は、難民の失業認定申請の増加に伴い、失業者数が前年（250万人）の約3倍に増加する可能性があるものの、企業からの

³⁷ 国外職業資格認定改正法（Anerkennungsgesetz）は、2012年4月1日から施行された。EU域外で専門技術を習得した外国人の資格認定を簡素化することで、高度人材の受け入れを促進するのが目的である。EU域内者は、医師、看護師など一部の専門的職業の相互承認に関する基準などを定めた「EU専門職業資格相互承認指令」があり、資格認定は比較的容易になっている。その一方で、EU域外の教育・訓練機関で資格を得た者は公式に認定されるまで、試験・実習・面接など一連の過程を経なければならず、場合によっては数年かかるケースもあった。こうした事態を改善するため、同改正法では申請から認定まで全ての手続きを3カ月以内とすることを定めた。政府は、これによって国外資格の認定を受けられずにいる国内在住の約30万人の外国人が恩恵を受けると推定している。30万人の内訳は、約25万人が職業訓練修了レベル、約2万3,000人がマイスターもしくは熟練工レベル、約1万6,000人が大卒などの高等教育修了レベルとなっている。ドイツ政府が2017年に発表した同法の評価報告書によると、職業認定申請のほとんどは、医師、保健師、看護師等であり、こうした医療職の認定規定は概ね成功している。同法のモニタリングのために各州は、鑑定センター（Zentrale Gutachtenstelle）を設置しており、連邦職業教育訓練研究機構（BIBB）が継続的なチェックを行っている。以上、Die Bundesregierung (<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2017/03/2017-03-08-erkennung-heilberufe.html>) より。

労働需要の高まりは依然として就労機会の拡大につながっており、総体的に 2018 年には 54.5 万の新しい雇用が創出され、就業者数は 4,483 万人に達するとみている³⁸。

このように経済・労働市場が好調に推移する中で、図表 2-9 は、「移住の背景がない人」と、「移住の背景がある人」の失業率の違いを示している。失業率は景気の状態変動するが、2005 年からの推移を見ると、移住の背景がある者の失業率は、常にそうでない者と約 2 倍前後の高さで推移している。

図表 2-10 働く貧困層（ワーキングプア）の割合（15～64 歳）



出所：Destatis(2017)。

図表 2-11 ドイツの労働市場に関する統計（出身地域別）

	全体	外国人	EU-2 (ブルガリア、 ルーマニア)	EU-8 (チェコ、エスト ニア、ラトビア、 リトアニア、ハン ガリー、ポーラ ンド、スロベニア、 スロバキア)	EU-4 (イタリア、ギリ シャ、スペイン、 ポルトガル)	シリア、アフガ ニスタン、イラ ク、イラン、パ キスタン、エリト リア、ソマリア、 ナイジェリア、
労働者数（人）						
2017年12月	37,425,976	4,226,224	455,826	675,779	594,647	273,403
2018年1月	37,286,196	4,251,208	467,360	686,729	595,282	274,356
失業率（%）						
2017年12月	6.2	13.5	9.3	7.9	9.2	40.2
2018年1月	6.7	14.4	10.4	8.9	9.9	41.8
仕事しながら社会法典第2編（注1）を受給する者の割合（単位：%）（注2）						
2017年12月	9.2	21.1	16.6	8.8	11.7	64.0
2018年1月	-	21.1	16.7	8.7	11.7	64.2

注1. 社会法典第2編に基づく給付は、主に長期失業者とそのパートナー等の生活保障を目的としている。求職者本人に「失業手当Ⅱ」を、同一世帯の就労能力のない家族に「社会手当」を給付する。同手当は、生活するために最低限必要とされる衣食住等の費用のうち、収入などで賄えない分が給付される。単身者（成人）1人当たりの標準月額額は2018年1月1日時点で月額416ユーロとなっている。「失業手当」の一種ではあるが、失業者の生活を保障しながら就労を支援するため、手当を受けながら仕事をすることができる。

注2. 各人口群の雇用労働者全体のうち、社会法典第2編に基づく給付金を受給している雇用労働者、いわゆる上乗せ（最低限度の生活に必要な基準を満たさない収入を、国が手当の形で補う）受給者の比率。

出所：IAB(März 2018) *Zuwanderungsmonitor*。

³⁸ RP Digital (26. September 2017) (<http://www.rp-online.de/wirtschaft/unternehmen/job-boom-duerfte-sich-2018-deutlich-abschwaechen-aid-1.7106698>).

また、図表 2-10 を見ると、働く貧困層の割合は、2005 年～2016 年の間に殆どどちらの層も変化がなく、「移住の背景がある人」は、「移住の背景がない人」より、常に 2 倍以上の差がある³⁹。

他方、IAB の統計では、外国人の労働市場における状況を出身国別に細かく分類している（図表 2-11）⁴⁰。これによると、EU 域内でも、出身国グループによって失業率の状況等がかなり異なっていることが分かる。また、シリアやアフガニスタン等の難民認定が進むにつれて、労働市場にも徐々にその影響が出ている。彼らの失業率は約 4 割強と突出して高く、仕事をしながら社会法典第 2 編（SGBII）に基づく手当の受給者割合は、6 割強に達している。

（2）国内外における評価

外国人の受け入れは、ドイツ国内で常に議論されるテーマである。特に 2015 年の大量の難民受け入れ以降は、難民をめぐる議論が飛躍的に増加している。2018 年 2 月 19 日にドイツ INSA（世論調査会社）が実施した全国的な世論調査では、反移民（難民）・反イスラムを主張する極右政党「ドイツのための選択肢（AfD）」の支持率が、2 大政党の 1 つである中道左派の社会民主党（SPD）を初めて上回り、第 2 位になるという衝撃的な結果となった。INSA によると、各党の支持率は、メルケル首相率いる中道右派政党の「キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）」が 32%、極右政党の「ドイツのための選択肢（AfD）」が 16%、そして、連立政権の一翼を担う中道左派政党の「社会民主党（SPD）」が 15.5%であった⁴¹。このように、外国人—特に難民の受け入れをめぐる国民の反発や不満は根強い。

他方、生活や賃金水準が異なる EU 域内の中東欧諸国出身者に対しては、別途、社会保障ツーリズムを警戒する動きが続いている。ドイツ政府は、今後法改正によって、不正者に対する一定期間の再入国禁止や、就業の見通しが立たない者に対する当初 6 カ月間の求職活動のための滞在権付与制限、児童手当の二重払防止対策の強化、不法労働や偽装自営への取組みを強化するとしているが、これについても、国民の不満や地方自治体と中央政府との緊張関係等を引き起こす要因になっている⁴²。

おわりに

以上の通り、季節労働者（非熟練人材）については、EU 拡大とともに、就労許可が不要な EU 域内から受け入れていると思われる。他方、少子高齢化に伴い、人材不足が懸念され

³⁹ Destatis サイト

(<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Bevoelkerung/MigrationIntegrationsindikatoren.html>)。

⁴⁰ IAB(März 2018) *Zuwanderungsmonitor*

(http://doku.iab.de/arbeitsmarktdaten/Zuwanderungsmonitor_1803.pdf)。

⁴¹ HAZ.de Anmeldung (19.02.2018)(<http://www.haz.de/Nachrichten/Politik/Deutschland-Welt/AfD-zieht-erstmalig-an-der-SPD-vorbei>)。

⁴² BMI/BMAS (2014)。

る看護・介護人材については、EU域外からも人材を募集している。

外国人の受け入れについては、特に生活や賃金水準が異なる中東欧諸国出身者に対する社会保障ツーリズムへの懸念、シリア紛争等により短期間で大量に流入した難民の受け入れ上限等について、国内で盛んに議論されている。

この他、過去に受け入れた非熟練外国人に対する社会統合策を怠った反省から、難民も含む外国人の社会統合策に力を入れている点も特徴と言えるだろう。

[参考文献]

- ・ Annual Policy Report by the German National Contact Point for the European Migration Network (EMN) (2017) *Migration, Integration, Asylum – Political Developments in Germany 2016*.
- ・ BAMF(2016)*Migrationsbericht 2015(Zentrale Ergebnisse)*.
- ・ BBMFI (2012) *9. Bericht der Beauftragten der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration über die Lage der Ausländerinnen und Ausländer in Deutschland*.
- ・ BMI/BMAS (2014) *Abschlussbericht des Staatssekretärsausschusses zu „Rechtsfragen und Herausforderungen bei der Inanspruchnahme der sozialen Sicherungssysteme durch Angehörige der EU-Mitgliedstaaten“*.
- ・ CDU, CSU und SPD(2018) *Koalitionsvertrag zwischen*.
- ・ EMN *Ad-Hoc Query on consultation Mechanism on migration policy and strategy, Requested by GR EMN NCP on 3rd May 2011, Compilation produced on 4th July 2012*.
- ・ ——— *Ad-Hoc Query on Consulting Body on Migration and Asylum, Requested by CY EMN NCP on 7th September 2009, Compilation produced on 24th September 2009*.
- ・ European Court of Justice, *the Grand Chamber handed down its judgment in Dano v Jobcenter Leipzig (C-333/13) on 11 November 2014*.
- ・ IAB(März 2018) *Zuwanderungsmonitor*.
- ・ OECD(2017)*International Migration Outlook 2017*.
- ・ WSI Report (2014) *Die Gastarbeiter, Geschichte und aktuelle soziale Lage*.
- ・ イルメリン・キルヒナー (2012) 「ドイツの在住外国人に対する言語学習制度」『自治体国際化フォーラム Jun. 2012』。
- ・ 木下秀雄 (2005) 「ドイツの最低生活保障と失業保障の新たな仕組みについて」『賃金と社会保障 1408号』旬報社
- ・ 厚生労働省大臣官房国際課『海外情勢報告(2017)』。
- ・ 戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ」『外国の立法 234(2007.12)』国立国会図書館調査及び立法考査局。
- ・ 渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格」『外国の立法 267(2016. 3)』国立国会図書館調査。
- ・ 平成 29 年度 国立国会図書館 国際政策セミナー参考資料『ドイツの外国人労働者受入制度の概要及び統計』。
- ・ JILPT 資料シリーズ No.139『欧州諸国における介護分野に従事する外国人労働者—ドイツ、イタリア、スウェーデン、イギリス、フランス 5カ国調査—(第1章ドイツ 天瀬光二執筆部分)』労働政策研究・研修機構。
- ・ JILPT 資料シリーズ No.153『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査(2015)(第2章ドイツ 飯田恵子執筆部分)』労働政策研究・研修機構。